

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の
解釈及び運用基準

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の解釈及び運用基準

(平成11年6月30日制定)

(平成12年2月30日改正)

(平成16年11月10日改正)

(平成17年4月1日改正)

(平成26年4月1日改正)

(平成29年2月1日改正)

(令和8年4月1日改正)

目 次

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	責務	4

第2章 公文書の開示

第4条	開示請求権	5
第5条	開示請求の手続	7
第6条	開示請求に対する決定等	8
第7条	開示の実施	10
第8条	公文書の開示義務	12
第一号	法令秘	13
第二号	個人情報	14
第三号	事業情報	16
第四号	犯罪予防等関係情報	17
第五号	意思形成過程情報	18
第六号	事業執行過程情報	19
第9条	部分開示	20
第10条	公益上の理由による裁量的開示	21
第11条	公文書の存否に関する情報	22
第12条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	23
第13条	手数料等	24
第14条	審査請求があった場合の手続	25
第2項	審理員に関する規定の適用除外	26
第15条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	27
第16条	他の法令による開示の実施との調整	28

第3章 情報公開の総合的推進

第17条	情報公開の総合的推進	30
------	------------	----

第18条	情報提供施策等の充実	31
第4章 雑則		
第19条	公文書の管理	32
第20条	開示請求をしようとするものに対する情報の提供等	32
第21条	施行の状況の公表	33
第22条	委任	34

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、宮城県議会（以下「議会」という。）の保有する公文書の開示を請求する権利及び情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、議会の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の議会への理解と県政参加を促進し、もって広く開かれた議会の実現に寄与することを目的とする。

〔趣旨〕

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、併せて条例の解釈及び運用の指針となるものである。

〔解釈〕

1 「知る権利」について

地方自治の本旨に基づく住民自治を全うするためには、県議会の保有する情報は、県民に公開される必要があるとの認識のもと、「知る権利」が情報公開を進める上で果たしてきた役割は高く評価されるべきであり、情報公開の基礎づけのひとつとして、象徴的な意味を持たせて目的に明記したものである。

2 「公文書の開示を請求する権利」とは、議会が保有する公文書について、当該公文書の開示を請求する県民の権利を設定するものである。そして条例で定める要件を満たした公文書の開示の請求に対しては、議会は当該公文書の閲覧、視聴又は写しの交付その他の物品の供与に応じなければならない条例上の義務を負うものである。

なお、議会の公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書を開示しない旨の決定、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）に対し、請求者が不服の場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく救済の道が開かれるものである。

3 「議会の保有する情報の公開の総合的な推進」とは、公文書の開示の制度を確立するとともに、情報提供施策や情報公表制度の充実に努めるため、例えば、議会の保有する情報を県民にインターネットにより提供する等多種多様な手段により、適切に議会の保有する情報を県民に提供することをいう。

4 「説明する責務」について

民主主義の健全な発展のためには、県民の信託を受けた議会が、その諸活動の状況を具体的に明らかにし、わかりやすく説明することが不可欠である。この「説明する責務（説明責任）」を全うするための制度が情報公開制度であるとの認識から、議会の「説明する責務（説明責任）」を目的に明記したものである。

5 「議会への理解と県政参加」について

広く開かれた議会の実現のためには、県民が、常に議会の有するその諸活動に関する情報を的確に把握することによって議会に対する理解を深め、選挙や請願等の様々な機会を通して県政に積極的に参加することが必要であることから、県民の「議会への理解と県政参加」を目的に明記したものである。

県民が議会の活動を注視し、議会に対し説明を求め、又はその説明を聞き、県政に関する意見を形成し、県政が適正に行われることを促すために、その意見を適宜の形で表明することは、広く開かれた議会の実現には、必要不可欠なものである。

(定義)

第2条 この条例において「公文書」とは、議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。）であって、当該事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会の議長（以下「議長」という。）が管理しているものをいう。

〔趣旨〕

本条第1項は、この条例の対象となる「公文書」の範囲を定めたものであり、公文書概念をその形態及び文書事務の面から明らかにし、その範囲を限定したものである。

〔解釈〕

- 1 「議会の事務局の職員」とは、議長の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいう。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、議会の事務局の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したという趣旨である。
「職務上」とは、議会の事務局の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。
なお、「職務」には、議会に係る財務事務の補助執行に関する規程（昭和46年訓令甲第8号）により議会の事務局の職員が補助執行している事務を含むものとする。
- 3 「文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録」とは、条例の対象となる公文書の範囲を情報の記録媒体の面から定めたものであり、具体的には、次のとおりである。
 - ① 文書 起案文書、供覧文書、復命書、台帳、帳票類、刊行物等
 - ② 図画 地図、図面、設計図等
 - ③ 写真 印画紙に焼き付けたもの（ネガフィルムを含む。）
 - ④ スライドフィルム 幻燈用スライドフィルム
 - ⑤ マイクロフィルム ①～④を撮影したマイクロフィルム
 - ⑥ 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）具体的には、磁気テープ、磁気ディスク、録音テープ等をいい、その種別は、議長が別に定める。
- 4 「組織的に用いるもの」とは、業務上必要なものとして課長補佐（総括担当）の職以上の職にある者又は班長を命ぜられた者が他の職員と共有し、保有しているものをいう。したがって、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等及び電磁的記録管理目録に記載されたもの以外の電磁的記録は、この条例の対象とはならないものである。ただし、必要に応じて起案文書等に添付された場合は、当該資料等を含め対象公文書となるものである。
なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条の規定による会議録については、同条第2項により議長及び2名以上の会議録署名議員の署名が必要とされ、同様に、宮城県議会委員会条例（昭和50年条例第21号）第28条の規定による記録については、同条第2項により委員長及び2名以上の会議録署名委員の署名が必要とされており、これら会議録又は記録の作成は、当該署名をまって完了するものとされていることから、議長又は委員長及び会議録署名議員又は会議録署名委員全員の署名手続の終了をもって「組織的に用いるもの」として取り扱う。
また、宮城県議会会議規則（昭和50年県議会規則）第119条第2項の規定により議案その他議長が必要でないと認めた事項を省略し、調製される会議録及び署名議員を置かない会議等の記録については、議長の決裁手続の終了をもって「組織的に用いるもの」として取り扱うものとする。
- 5 「議長が管理しているもの」とは、宮城県議会事務局処務規程（昭和51年県議会訓令甲第1号。以下「処務規程」という。）等、公文書の管理に関する定め規定するところにより保管し、又は保存されているものをいう。

〔運用〕

公文書については、処務規程等に基づき、次のとおり保管・保存することとなるが、この条例の施行に伴い、より一層の適正管理に努めるものとする。

- ① 公文書は、すべて正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにしておくこと。
- ② 公文書は、処務規程等に基づき編集及び製本を行い、保管・保存を適正に行うこと。

2 この条例において「公文書の開示」とは、文書、図画又は写真を閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録をその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法により公開することをいう。

〔趣旨〕

本条第2項は、「公文書の開示」について定めたものである。

〔解釈〕

「公文書の開示」とは、議会が開示請求者に対して公文書を閲覧、視聴に供し、又はその写しの交付その他の物品の供与を行うことをいう。

- 1 公文書のうち、文書、図画又は写真を開示する場合は、以下の方法により行うものである。
 - ① 公文書の閲覧
 - ② 公文書の写しの交付
 - ③ 公文書の閲覧及び写しの交付
- 2 公文書のうち、スライドフィルム又は電磁的記録を開示する場合は、視聴又は電磁的記録を複製した複製物の供与等の方法により行うものであるが、具体的には、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、公文書開示事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）等において規定するものとする。

(責務)

第3条 議会は、この条例に定められた義務を遂行するほか、議会の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

2 公文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。また、公文書の開示によって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条第1項は、議会の責務を定めたものである。
- 2 本条第1項後段は、情報公開制度が原則公開を基本理念とするものであっても、個人に関する情報については、基本的人権の尊重の観点から最大限の配慮をしなければならないという趣旨である。
- 3 本条第2項は、公文書の開示を請求しようとするものの責務を定めたものである。

〔解釈〕

1 第1項

(1) 「この条例に定められた義務を遂行する」とは、この条例の基本理念である原則公開の精神にのっとり、条例の各規定を適正に履行しなければならないことをいう。

特に、次の事項に留意するものとする。

ア 第8条各号（不開示情報）、第9条（部分開示）、第10条（公益上の理由による裁量的開示）又は第11条（公文書の存否に関する情報）の規定に該当するかどうかの判断に当たっては、「原則公開」の基本理念に基づき、また、県民への説明責任の観点から適正に判断しなければならない。

イ 開示決定等（第6条第1項）、決定の通知（同条第2項）、開示の実施（第7条）等の手続においても、迅速に対応しなければならない。

(2) 「個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」とは、原則公開を基本とする情報公開制度の下においても、通常他人に知られたくない個人に関する情報（いわゆるプライバシーに関する情報）の保護については、基本的人権の尊重という観点から最大限の配慮をしなければならないということである。

2 第2項

公文書の開示を請求しようとするものは、公文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないということであり、いやしくも、当該開示によって得た情報を濫用して他人の権利及び利益の侵害その他この条例の目的に反して使用することのないようにしなければならないということである。

なお、「この条例の目的に即して」とは第1条に掲げる「県民の議会への理解と県政参加を促進し、もって広く開かれた議会の実現に寄与する」という条例の目的に従ってという趣旨である。

〔運用〕

- 1 第8条第2号に規定する個人に関する情報については、この条例の運用に当たり、本条の趣旨に即して慎重に取り扱うこととする。
- 2 個人に関する情報が記録されている公文書の管理については、特に十分な配慮を払わなければならない。
- 3 議会は、公文書の開示をする場合、請求者に対し、公文書の開示によって得た情報を適正に使用するよう啓発に努めるものとする。
- 4 議会は、公文書の開示によって得られた情報が明らかに不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められた場合には、当該使用者にその情報の使用の中止を要請するものとする。
- 5 議会は、公文書の開示によって得られた情報が不適正に使用されたと認めるときは、当該不適正使用者に対し厳重に注意をするとともに、以後、その者からの請求に対しては特に慎重に対応するよう留意するものとする。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

- 第4条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、公文書の開示を請求することができる。
- 2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。
 - 3 第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)が公文書の開示を請求する権利の濫用と認められるときは、議長は、当該開示請求を拒否することができる。

[趣旨]

- 1 本条第1項は、この条例により公文書の開示を請求する権利を付与され、その権利に基づき公文書の開示を請求することができるものの範囲を定めたものである。
- 2 今日、県の行政は、県内にとどまらず広く県外にも及んでいる実態や国際化の現状等を踏まえ、開示請求権者を県民に限定せず、広く何人にも認めることとしたものである。
- 3 本条第2項は、この条例による開示請求権も無制限なものではなく、条例の目的に則って正当に権利行使すべき一定の責務があり、適正な請求を促す観点から、開示請求権を濫用してはならないことを定めたものである。
- 4 本条第3項は、開示請求がなされ、当該請求が権利の濫用に当たると判断された場合には、議長は当該請求を拒否することができる旨を規定するものである。

[解釈]

- 1 交通・通信手段や情報網の発達により、人や物などの交流が広域にわたって行われており、県政に関心と関わりを有する者は県民に限られるものではないことから、公文書の開示を請求する権利をあえて県民に限定する実質的理由が乏しく、広く県外居住者等にも公文書の開示請求権を認めることにより、広く開かれた議会の実現の一層の推進を図るものである。
- 2 「何人も」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人格なき社団等」(民事訴訟法第29条)も含まれる。(第5条の解釈1③参照)
- 3 第2項

請求者が、議会の保有する全ての公文書の開示請求をしたり、請求するだけで閲覧に来なかったり、又は写しの交付を請求しながら受け取りに来ない、あるいはその費用を支払わないなど、この条例の目的、趣旨を逸脱し、議会の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることをもっぱら目的としている開示請求で、議会の事務処理経費の増大や他の業務の停滞などを招くものは、正当な権利の行使とはいえず、権利の濫用となるものである。

また、特定の個人又は職員等への誹謗、中傷、威圧、攻撃など情報公開と直接関係のない事項を主たる目的とし、害意をもって行う開示請求も同様である。

なお、対象公文書が大量であることのみを理由として開示請求を拒否することはできず、開示請求者の協力を得ながら、基本的には条例第6条第4項又は第12条第4項の規定による開示決定等の期間の延長を行うことにより対応すべきであるが、請求者への協力要請に反した害意のある大量請求や、実質的に公文書の特定に至らない包括的な請求などに対しては、権利の濫用として却下する場合もある。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)では、このような権利の濫用については一般法理を適用することによって対応することができるとしているが、この条例では請求者の責務として確認的に明記したものである。

4 第3項

- (1) 「第1項の規定による開示の請求(以下「当該請求」という。)が公文書の開示を請求する権利の濫用と認められるとき」とは、前項の解釈及び運用基準に基づき議長が、様々な要素を総合的に勘案した結果、権利の濫用であると実質的に判断される場合をいう。
- (2) 「議長は、当該請求を拒否することができる」とは、当該請求を拒否する権限が議長にあることを確認的に規定したものである。

[運用]

- 1 代理人による請求については、代理関係を確認するものとする。
- 2 未成年者又は成年被後見人であっても、自ら開示請求をすることができる場合は、公文書の開示の請求をすることができる。開示を受けた公文書の意義、内容等を理解でき、かつ費用負担の能力があるものと認められる場合は、単独の開示請求を認めることとし、それ以外については、親権者等法定代理人が請求するものとする。
- 3 特定の開示請求が権利濫用に当たるか否かは、開示請求に係る請求内容、開示決定等に至るまでの請求者とのやり取りや協力の有無、請求者の言動その他様々な要素を総合的に勘案するとともに、当該請求によ

り議会の通常業務に支障が生じることによる議会の意思決定機能の低下に伴い、結果として善意の一般県民が不利益を被るおそれを考慮しながら、業務阻害性及び害意（議会運営を停滞させる意思）の有無を個別具体的に検討して判断することとなる（横浜市情報公開・個人情報保護審査会「行政文書開示請求権の適正な利用について（意見）」平成21年7月参考）。

また、この場合の判断については、別に定める「宮城県議会公文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針」によるものとする。

4 第3項

- (1) 本項の適用は、例外的なものであり、厳格に運用しなければならない。
- (2) 「議会の保有する全ての公文書」や「特定の職員が作成した全ての公文書」など条例の目的に反する開示請求のおそれがある場合であっても、まずは請求者に対し、条例の目的に則した適正な請求を行うよう理解、協力を求める。具体的には、請求内容や必要性について請求者に確認し、請求の趣旨を明確にするとともに、当該請求が条例の目的に反した不適正な開示請求のおそれがある旨を説明し、補正を要請するものとする。
- (3) 本項の処分は、開示決定等（条例第6条）に該当し、処分に対する審査請求の対象となる。

(開示請求の手續)

第5条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出して行わなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公文書の件名その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他議長が別に定める事項

2 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 開示請求者は、議長の求めに応じ、開示請求に係る公文書の特定を容易にするために必要な協力をするよう努めなければならない。

[趣旨]

本条は、公文書の開示の請求の具体的な手續を定めたものであり、公文書の開示を請求する場合は、本条第1項各号に定める事項を記載した開示請求書を提出してしなければならないとする趣旨である。

[解釈]

1 第1項

① 公文書の開示の請求は、開示請求者が権利の行使として、議長に公文書について開示決定等の行政処分を法的に求める手續であり、場合によっては、審査請求又は行政事件訴訟になることも予想されるため、事実関係を明確にしておく必要性から請求の手續を書面により行うこととしたものである。

② 「提出」とは、開示請求書を議会事務局総務課の情報公開窓口に提出することをいう。

③ 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体等であつて、法人格を有しないが当該団体の規約及び代表者の定めがある団体を含む。

2 第2項

「相当の期間」とは、社会通念上必要とされる期間をいい、個々具体的な事案によって判断することとなるものである。

3 公文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、請求者が行うべき事項である。しかし、県民が議会の保有する公文書の件名等を知り得ることは少なく、請求者が公文書を特定することは困難な場合が多いと考えられるので、議長の側にも公文書の特定に必要な情報を提供する努力義務がある。

また、請求の目的を達する上で不必要に大量と思われる開示請求によって、いたずらに事務の停滞が生ずることは避ける必要がある。そこで、第1項第2号及び第3項では、請求者には議長の行う公文書の特定に協力する努力義務があることを、第2項では、議長にも公文書の特定に必要な情報を提供する努力義務があることを明記し、両者相まって開示請求制度の円滑な運用を図るものである。

[運用]

1 開示請求権者を広く何人にも認めることとしたことから、遠隔地の請求者の利便性等に配慮し、本条に定める開示請求書に限り、郵送又はファクシミリを利用して提出することができるものとする。

2 本条第1項第2号に規定する公文書の件名その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項については、日本語により記載するものとする。

3 公文書の開示に係る具体的な事務取扱いについては、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程（平成11年宮城県議会訓令甲第4号。以下「施行規程」という。）等、この条例の施行に関し議長が別に定める規程及び事務取扱要綱等（以下「規程及び事務取扱要綱等」という。）に定めるところにより行うものとする。

(開示請求に対する決定等)

- 第6条 議長は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書を開示しない旨の決定、第4条第3項若しくは第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」と総称する。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 議長は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求のあった日に公文書の全部を開示する旨の決定をしたときは、その旨を口頭により通知することができる。
- 3 議長は、公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日)を前項の書面に具体的に記載しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、議長は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

[趣旨]

本条は、開示請求書の提出があった場合において、請求の対象となった公文書について議長が行う開示決定等及びその旨の通知に関して、その内容及び手続について定めたものである。

[解釈]

1 第1項

- ① 議長は、公文書の開示請求があったときは、速やかに開示決定等を行うこととし、当該開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない義務を負うものである。
- ② 「開示請求があった日」とは、議会事務局総務課の情報公開窓口において開示請求書を受け付けた日をもって取り扱うものとする。
- ③ ①に規定する期間(以下「決定期間」という。)には、議員の任期満了、議会の解散等により議長、副議長が共に欠け、新たに選任されるまでの期間は、算入しない。
- ④ 決定期間の末日が休日(宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第10号)第1条第1項に規定する休日をいう。)に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。
- ⑤ 議長は、公文書の開示の請求があった場合、本項の規定によりいずれかの決定をしなければならないことが義務付けられているものである。

2 第2項

- ① 「書面により通知しなければならない」とは、議長の決定は行政処分であり、公文書の開示請求を書面により提出させることとした前条の規定と同様の趣旨である。
- ② 通知は、決定の区分に応じ、施行規程で定める様式により行うものとする。
- ③ 第2項ただし書は、他の法令等により縦覧若しくは閲覧が認められている公文書又はこれまでの開示決定において全部開示の決定を行った公文書等であって、全部開示が可能と判断されるものについては、開示請求者の利便性の向上を図るため、迅速な内部手続により開示決定をすべきであると考えられることから、このような公文書について開示請求があったときは、議長は口頭により開示決定の通知を行うことができるようにしたものである。
- ④ 議長は、第2項ただし書の規定により口頭により開示決定の通知を行ったときは、その事務事業に著しい支障が生じる場合公文書が著しく大量である場合その他議長において即時に開示の対応をすることが困難である場合を除き、開示請求があった日に開示するよう努めなければならない。

3 第3項

- ① 公文書の一部を開示する旨の決定又は公文書を開示しない旨の決定をした場合は、第8条各号の規定のいずれに該当するのか、具体的に理由を記載した通知書によって、また、第4条第3項若しくは第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定をした場合又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定をした場合についても開示請求者に具体的にその理由を記載した通知書によって、通知しなければならないことを議長に義務付けたものである。
- ② 「その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、おおむね1年以内において一定の期間が経過することにより、第8条各号に該当する理由が消滅することが確実であり、公文書の開示をすることができるようになる期日があらかじめ特定、明示できる場合をいう。
- なお、この期日の明示は、公文書の開示ができるようになる期日を教示するものであり、その期日に公文書の開示をすることを意味するものではないため、開示請求者は、その期日以後に改めて公文書の

開示を請求しなければならない。

4 第4項

- ① 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、議長が誠実に努力しても、決定期間内に開示決定等ができない合理的な理由をいい、おおむね次のような場合をいう。
 - ア 請求に係る公文書が大量であり、又はその内容が複雑であるため、決定期間内に開示決定等を行うことが困難である場合
 - イ 天災等が発生し、緊急を要する業務処理のため、決定期間内に開示決定等を行うことが困難である場合
 - ウ 議会の会期中において開示請求があった場合等で、決定期間内に開示決定等を行うことにより、議会の事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合
 - エ 年末年始等公務を行わない日が含まれる場合その他決定期間内に開示決定等を行うことが困難である合理的な理由がある場合
- ② 延長の期間は、①で記した事務処理上の困難その他正当な理由がやみ、開示請求に係る公文書についての開示決定等をするために必要とされる合理的なものでなければならない。
なお、この場合においても第1項の趣旨に沿って速やかに対応しなければならないものである。

〔運用〕

- 1 公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときに理由を具体的に記載しなければならないこととしたのは、議長の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を相手方に知らせるためであり、議会の説明責任を本条例の目的に明記したことから、従前にも増して明確で判り易く記載することとしたものである。
また、理由の記載は、適法な決定をするための要件であり、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合の開示決定等は、瑕疵ある行政処分とみなされることがあるので、理由を明確に具体的に記載するものとする。
- 2 開示決定等に関する具体的な事務取扱いについては、規程及び事務取扱要綱等に定めるところによるものとする。

(開示の実施)

- 第7条 議長は、前条第1項の公文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、公文書の開示をしなければならない。
- 2 閲覧の方法による公文書の開示にあつては、議長は、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。
 - 3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、開示決定を受けた者が同項に規定する期間内に開示を受けないときは、開示請求に係る公文書は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。ただし、当該開示決定を受けた者において当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

〔趣旨〕

- 1 本条第1項及び第2項の規定は、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をした場合の公文書の開示の方法及び手続について定めたものである。
- 2 事務取扱要綱第3の5の規定により、議長はあらかじめ開示決定を受けた者と調整の上、開示の日時を定めることとされているが、当該開示の日時を経過しても、開示決定を受けた者が開示を受ける意思を表示している限り、議長は開示の対象となる公文書原本又は写しを保管しなければならない。このような取扱いは、しばしば開示の対象となる公文書が膨大になることにも照らせば、公文書の適正管理の観点からすると適当ではない。このため、本条第3項及び第4項の規定は、開示決定後、一定の合理的な期間が経過すれば、開示決定を受けた者が当該開示決定に係る公文書の開示を受けられなくなることを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 第1項
「公文書の開示をしなければならない」とは、決定に係る公文書の原本を閲覧、視聴に供し、又はその写しの交付その他の物品の供与をすることをいう。
- 2 第2項
 - ① 「公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき」とは、公文書の形態、形状から当該公文書を汚損し、又は破損する可能性が高い場合をいう。
 - ② 「その他正当な理由があるとき」とは、次のような場合である。
 - ア 台帳等日常業務に使用している公文書で、原本を開示することにより事務に支障が生ずる場合
 - イ 歴史的・文化的価値ある公文書で慎重な取扱いを要する場合
 - ウ 第9条の部分開示をする場合
 - エ その他公文書の管理上相当の理由がある場合
- 3 第3項
 - ① 「通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない」とは、通知のあつた日の翌日から起算して、当該期間内に開示を受けなければならないということで、当該期間の末日が休日（宮城県の休日を定める条例（平成元年条例第10号）第1条第1項に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。

なお、当該期間を経過した場合に開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必要になる。
 - ② 「当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない」とは、期間を制限して確保する利益と開示決定の通知を受けた者の開示を受ける権利利益との調整を図り、期間内に開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、90日の期間経過後であっても開示を受けることができることとしたものである。

90日の期間経過後に開示の実施について申出があつた場合は、議長は、期間内に開示を受けることができなかつたことについての正当な理由の有無の審査をし、正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。また、「正当な理由があるとき」とは、災害、疾病など社会通念上相当と認められる理由がある場合をいう。
- 4 第4項

開示決定を受けた者が開示を受けないまま当該期間を経過したときは、当該開示決定に係る公文書は、正当な理由がない限り、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなされ、開示の実施に係る手続を終了することを定めたものである。

なお、この「みなし開示」については、公文書開示決定通知書及び公文書部分開示決定通知書にその旨を記載することにより、あらかじめ、開示決定を受ける者に周知されることとなっており、当該期間を経過した場合において、議長は、開示決定を受けた者に特段の通知をすることを要しないものである。

また、90日の期間経過後に開示の実施について申出があった場合は、議長は、期間内に開示を受けることができなかつたことについての正当な理由の有無の審査をし、正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。「正当な理由があるとき」とは、災害、疾病など社会通念上相当と認められる理由がある場合をいう。また、「みなし開示」が適用された場合において、なお同一の公文書に対する開示請求があったときは、当該開示請求が適正な請求であるかどうか、権利の濫用に当たるかどうかを慎重に判断するものとする。

〔運用〕

公文書の開示の方法及び手続に関する具体的な事務取扱いについては、規程及び事務取扱要綱等に定めるところにより行うものとする。

(公文書の開示義務)

第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、公文書の開示請求に対して、議長は公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、公文書の開示をしなければならない義務について定めたものである。
- 2 本条の基本的な考え方は、公文書の開示を請求しようとするものの請求する権利と請求された公文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

〔解釈〕

- 1 本条各号は、原則公開の例外を規定したもので、合理的な理由のある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型化したものである。
- 2 「公文書を開示しなければならない」とは、請求のあった公文書に本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、議長に公文書を開示しなければならない義務を課すものである。

〔運用〕

- 1 本条と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定されている公務員の守秘義務との関係については、次のように考えられる。
本条は、公文書における不開示情報の範囲を定めているのに対して、守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者はその趣旨及び目的を異にしている。
しかし、本条各号に掲げる情報の範囲は、一般的には守秘義務の範囲を含むものと考えられるので、本条各号のいずれにも該当しないとして公開される情報は、守秘義務の対象である秘密には当たらないものである。
- 2 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定等のように、法令の規定により、議長に対して公文書の提出又は閲覧等が要求されることがある。これらの要求は、情報公開による請求とは異なるので、本条各号に該当するかどうかをもって当該要求に応ずるかどうかを決定することはできない。これらの要求の目的、対象公文書の内容、法令の趣旨等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定することとなる。
- 3 本条各号に該当すると考えられる情報が記録されている公文書については、常に公文書すべての開示ができないものであると固定的に考えることはできないのであり、部分開示となる場合や開示請求の時期によっては、公文書の開示ができる場合もあり得ること、さらに、第10条による公益上の理由により裁量的に開示ができる場合もあり得ることに留意する必要がある。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により公開することができないとされている情報

〔趣旨〕

本号は、法令の規定により公開することができないとされている情報が記録されている公文書は、この条例においても公文書の開示をしないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令及び条例をいう。
- 2 「公開することができないとされている情報」とは、法令の規定により明らかに公開することができないと定められている情報のほか、法令の趣旨、目的から公開できないと認められる情報をいい、次のような情報をいう。
 - ① 目的外使用が禁止されている情報
 - ② 個別法により守秘義務の対象とされている情報
 - ③ 地方自治法第115条及び宮城県議会委員会条例第19条の規定に基づく秘密会の議事に関する情報
 - ④ 手続の公開が禁止されている調停、仲裁等に関する情報
 - ⑤ その他法令の趣旨及び目的から公開することができないと明らかに認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和11年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

〔趣旨〕

- 1 本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得るような情報が記録されている公文書については、開示をしないことを定めたものであり、併せて、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがある情報が記録されている公文書についても、開示をしないことを定めたものである。
- 2 本号では、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、包括的に開示をしないこととした。ただし、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報、又は当該個人が公務員（議員を含む。）又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社の役員及び職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社の役員及び職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分については、不開示情報には該当しないこととしたものである。

〔解釈〕

- 1 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、成績、職歴、住所、電話番号、家族状況、親族関係、所得、財産等個人に関するすべての情報をいう。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本号から除き、第3号の規定により判断することとしている。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人情報、本号により公文書の開示をするかどうかの判断が行われることとなる。
- 3 「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性のあるものをいい、次のような情報をいう。
 - ① 氏名、住所等その情報から直接的に特定の個人が識別されるもの
 - ② 他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るもの
- 4 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」とは、例えば、個人の著作物であって個人識別性が認められない未発表の研究論文等の情報が該当するものである。つまり、仮に個人識別性のない個人情報であっても、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれのあるものがあれば、これを不開示とする合理的な必要性が認められるので、加えて不開示情報として明示したものである。
- 5 「法令の規定により公開され、又は公開することが予定されている情報」とは、法令の規定により何人でも閲覧することができると定められている個人に関する情報が公文書の一部に含まれているときは、その部分については何人でも容易に入手できる情報であるから、不開示情報には該当しないということであり、閲覧を利害関係人にのみに限って認めているものは含まない。

なお、法令に何人でもと規定されていても、請求の目的等により制限されている場合は、実質的には何人にも閲覧を認めるという趣旨ではないと解されるので、この規定には該当しない。
- 6 「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは、一般に公表されている、又は公表することが予定されている情報であり、これを公開しても、一般に個人のプライバシーを侵害するものではないと認識される情報又は公開することにより、場合によっては個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるものが該当するものである。例えば、被表彰者の氏名、県（議会を含む。）主催で行われる懇談会等に参加した相手方の職、氏名などが、これに

当たるものである。その他この情報に該当するものとしては、次のようなものがある。

- ① 公表することを目的として作成された情報
- ② 当該個人が公表されることについて了承し、又は公表されることを前提として提供した情報
- ③ 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
- ④ 従来から慣行上公表している情報であって、公表しても社会通念上、個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められるもの

〔運用〕

- 1 個人に関する情報は、一度公開されると本人に回復し難い損害を与えることがある。このため、条例第3条において、「個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定したところであり、個人のプライバシーに関する情報は、個人の尊厳の確保及び基本的人権の尊重の観点から最大限に保護されなければならない。
- 2 特定の個人が識別され得るのは、通常住所及び氏名により行われるので、これらが記録されている公文書の場合は、おおむね本号に該当すると考えられる。ただし、原則公開の趣旨から、氏名、住所等を除くことにより、特定の個人が識別され得ることなく、さらに公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがない場合で、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に公文書の一部を分離することができる場合は、当該氏名、住所等を除いたその他の部分について公文書の開示をしなければならないものである。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

〔趣旨〕

- 1 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨であり、公開することにより法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報が記録されている公文書については、公文書の開示をしないことを定めたものである。
- 2 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報が記録されている公文書については、本号本文に該当する場合であっても、不開示情報には該当しないこととしたものである。

〔解釈〕

- 1 「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。）」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除くすべての法人をいう。
なお、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社については、その公共的性格にかんがみ、本号の法人の範囲から除外する。
- 2 「その他の団体」とは、第5条第1項第1号の「その他の団体」と同義である。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産、事業所得など事業活動に直接関係する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、本号に該当せず、第2号の規定により判断する。
- 5 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、次のような情報をいう。
 - ① 生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
 - ② 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
 - ③ その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報
- 6 「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは、人の生命等に対する危害又は侵害の未然防止、拡大防止又は再発防止のため、公開することが必要であると認められる情報をいう。

(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

〔趣旨〕

本号は、県は公共の安全と秩序を維持し、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、公開することにより公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報が記録されている公文書については、公文書の開示をしないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。
- 2 「犯罪の捜査」とは、公訴の提起及び遂行のため被疑者を発見し、身柄を保全し、また、証拠を収集し、保全する活動をいう。
- 3 「人の生命、身体又は財産の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から人の生命、身体又は財産を犯罪の危害等から保護することをいう。
- 4 「支障が生ずるおそれのある情報」とは、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある次のような情報をいう。
 - ① 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報
 - ② 犯罪の捜査等の手段、方法等に関する情報
 - ③ 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
 - ④ 犯罪目標となることが予想される施設の所在や警備の状況等に関する情報

- (5) 県又は国等（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社その他の公共団体をいう。以下この条において同じ。）の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの

〔趣旨〕

- 1 本号は、公開することにより、県又は国等の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報が記録されている公文書については、公文書の開示をしないことを定めたものである。
したがって、公文書の開示をしない場合とは、県政運営の説明責任の観点から、客観的かつ明白に支障が生ずると判断される情報が公文書に記録されている場合だけに限られるものである。
- 2 県又は国等の最終的な意思は、機関内部での調査、研究、企画、調整、検討又は関係機関との審議、協議等を繰り返しながら形成されるのが一般的であり、このような最終的な意思決定に至る過程における情報のなかには、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことがあり、また、機関内部の会議等における自由な意見交換、情報交換が阻害されるものがある。
このような事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる場合には、公文書の開示をしないこととしたものである。

〔解釈〕

- 1 「その他の公共団体」とは、次のものをいう。
 - ① 土地改良区、土地区画整理組合等の公共組合
 - ② 特殊法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第9号に規定する法人をいう。）並びに地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び港務局
 - ③ その他国又は地方公共団体が出資し、又は構成員に加わっている法人で、その法人の設立の趣旨、目的等から見て、国又は地方公共団体の行う事務事業に準ずるような公共性の高い事務事業を行うもの
- 2 「事務事業に係る意思形成」とは、未だ当該事務事業の最終的意思決定がまだ終了していない段階をいう。
- 3 「県の機関」とは、議会、県の執行機関及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含むものである。
- 4 「審議、検討、調査、研究等に関する情報」とは、県内部又は県と国等との間において実施している事務事業の最終的な意思形成が終了するまでの間に行う機関内部又は機関相互間の審議、検討、調査、研究等に関する情報のほか、会議、協議文書等による照会、回答等において議会の事務局の職員が作成し、又は取得した情報をいう。
- 5 「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、次のような情報をいう。
 - ① 最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるもの
 - ② 議会内部の各種会議、意見交換等の記録等で、公開することにより、議会内部の自由な意見交換又は情報交換が妨げられることが明らかに認められる情報
 - ③ 調査、試験研究等の結果等又は統一的に公にする必要がある計画、検討案等で、公開することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えると明らかに認められる情報
 - ④ 審議、検討、調査、研究等のために収集、取得した資料等で、公開することにより、議会内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になると明らかに認められる情報
 - ⑤ その他公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報

(6) 県の機関又は国等の機関が行う検査、争訟、交渉、渉外その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

〔趣旨〕

本号は、公開することにより、県又は国等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている公文書については、公文書の開示をしないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 本号に列举されている事務は、典型的な事務事業の例示である。
 - ① 「検査」とは、県又は国等の機関が権限に基づいて行う検査等をいう。
 - ② 「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいう。
 - ③ 「交渉」とは、相互の利害関係事項について協議し、決定するために折衝することをいう。
 - ④ 「渉外」とは、外国、国、地方公共団体、民間団体等と行う接遇、儀礼、交際等の対外的事務事業をいう。
- 2 「その他の事務事業」とは、1に例示的に列举した事務事業のほか、県又は国等の機関が行う一切の事務事業をいう。
- 3 「事務事業に関する情報」とは、当該事務事業に直接かかわる情報だけではなく、当該事務事業の実施に影響を与える関連情報を含む。
- 4 「当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」とは、次のような情報をいう。
 - ① 公開することにより、当該事務事業を実施する目的、意味が失われると認められる情報
 - ② 公開することにより、経費が著しく増大し、又は当該事務事業の実施が大幅に遅れるなど議会の運営又は行政が著しく混乱すると認められる情報
 - ③ 公開することにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与えることが認められる情報
 - ④ 公開することにより、議員の議会活動の自由を制約すると認められる情報
 - ⑤ 国等からの依頼、委託等による県又は市町村の行政の実態調査で、国等において公表するまで公表してはならない旨の指示がある情報
 - ⑥ 全国を通じて統一的に公表する必要性が認められる情報
 - ⑦ その他公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる情報

(部分開示)

第9条 議長は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いて、開示しなければならないことについて定めたものである。
- 2 公文書の開示請求に対しては、原則公開の趣旨から、当該公文書の一部に第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、当該公文書の全体について公文書の開示をしないとするものでなく、公文書に不開示情報が記録されている部分を除いて、その他の部分について公文書の開示をしなければならないとする趣旨である。

〔解釈〕

- 1 「容易に」とは、請求のあった公文書に不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを区分するに当たって、公文書を損傷することなく、かつ、過度の費用と時間等を要しないことをいう。
- 2 「有意の情報が記録されていない」とは、残りの部分に記載されている内容が公表情報だけとなる場合、無意味な文字、数字の羅列となる場合等をいうものである。

〔運用〕

- 1 部分開示の規定は、原則公開の趣旨に即して設けられたものであるので、開示請求者の公文書の開示を請求する権利ができるだけ尊重されるように判断するものとする。
- 2 部分開示の具体的な事務取扱いについては、規程及び事務取扱要綱等に定めるところにより行うものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第10条 議長は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

[趣旨]

本条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を公開することが公益上特に必要であると認めるときは、当該公文書を開示することができることを定めたものである。

[解釈]

議長は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報が現に発生しているか、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要性がある場合等で、開示することが公益上特に必要であると認めるときは、当該公文書について開示をすることができることとしたものである。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、不開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断し、公益上特に開示する必要があると認めるときということである。

なお、「公益」とは、具体的には、開示請求の内容、性質等により、社会通念上、個々具体的に判断されるものである。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

[趣旨]

開示請求に対しては、通常、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにし、開示決定等をすべきであるが、情報の性質により、公文書が存在する、又は存在するが不開示情報に当たると回答しただけで、不開示情報として保護すべき利益が害される場合もあることから、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができることを定めたものである。

[解釈]

本条に該当する事例としては、次のようなものが考えられる。

- ① 特定の個人の病歴に関する情報について開示請求がなされた場合
- ② 特定企業の設備投資計画・開発計画に関する情報について開示請求がなされた場合

[運用]

- 1 本条により開示請求を拒否する場合は、条例第6条第1項の規定に基づき開示請求を拒否する決定を行うこととなる。当該決定は、行政処分にあたるものであるから、議長は、この決定に際し、必要にして十分な拒否理由を提示することが義務付けられ、また、この決定に不服のあるものは、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定に基づく訴訟により救済の道が開かれているものである。
- 2 本条の規定は、例外的な規定であり、適用にあたっては、厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外のもの（以下この条及び第15条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他議長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他議長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記載されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第8条第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

〔趣旨〕

本条は、開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与等、争訟の機会の確保等について定めたものである。

〔解釈〕

1 第1項

意見書の提出の機会の付与は、開示請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者の意見を聴取し、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該公文書に対する開示決定等の判断の適正を期することを目的とするものであり、議長に第三者の意見を聴くことを義務付けるものではなく、また、第三者の意見に拘束されるものでもない。

2 第2項

① 第三者に関する情報が記録された公文書に人の生命、身体、健康等の保護又は公益上特に必要があると認められる情報が記録されているときは、関係者との調整の必要性が認められるため、議長は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならないこととしたものである。

なお、議長の決定が第三者の意見に拘束されるものでないことは、第1項の場合と同様である。

② 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。」とは、同項が意見書を提出する機会の付与を義務付けているため、議長が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できない場合に、手続が進まなくなることを避けるためのものである。

3 第3項

① 第3項を適用する場合を、「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を付与した場合であっても、当該第三者が開示に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会（審査請求又は取消訴訟）を確保する必要はないためである。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立を行うことを要する。

② 「開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間を置かなければならない。」とは、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟の機会の確保とを調整し、開示を実施する日までの期間を明確にしたものである。

なお、議長の開示決定等に不服がある場合の審査請求期間は、行政不服審査法第18条の規定により、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内となっているが、「2週間」としたのは、事前に当該第三者に意見書の提出の機会を与えていることを踏まえたものである。

4 第4項

「正当な理由があるときは同項に規定する期間を延長することができる。」も第3項②と同様の趣旨である。

(手数料等)

第13条 公文書の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 公文書の開示を請求して文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

[趣旨]

本条第1項は、公文書の開示に係る手数料は、徴収しないことを定めたものである。

本条第2項は、公文書の開示を請求して文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

[解釈]

第2項

① 「その他の物品の供与」とは、電磁的記録等を複製した複製物を供与することをいう。

② 「供与に要する費用」とは、公文書を乾式複写機等によって複写及び複製することに要する経費、並びに写し及び物品の送付に要する郵送料をいう。

[運用]

1 費用の徴収事務は、議会事務局総務課が行うものである。

2 費用の徴収等に関する具体的な事務取扱いについては、公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程（平成16年宮城県議会訓令甲第6号）及び事務取扱要綱等に定めるところにより行うものとする。

(審査請求があった場合の手続)

第14条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求があった場合は、議長は、同法に定めるところにより、遅滞なく、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

〔趣旨〕

本条第1項は、議長が条例に基づいて行った開示決定等又は開示請求に係る不作為（以下、「条例に基づく処分等」という。）について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の手続きについて定めたものである。

〔解釈〕

- 1 開示請求に係る不作為に対する審査請求については、迅速な処分を促すにとどまらず、不作為の有無、不作為の違法又は不当の有無を審理し、当該請求に対して一定の処分をすべきか否かについての審理が求められるものである。
- 2 議会については上級行政庁は存在しないので、議長が行った開示決定等に対する不服申立ては、議長に対する審査請求によって行われるものである。
- 3 「審査請求があった場合」とは、条例に基づく処分等に対して開示請求者が審査請求を行った場合のほか、開示決定等に対して利害関係を有するものが審査請求を行った場合を含む。
- 4 「裁決」とは、議長が行った開示決定等に係る審査請求に対し、議長が行う審査庁としての裁断行為をいう。
- 5 審査請求に関する具体的な事務取扱いについては、規程及び事務取扱要綱等に定めるところにより行うものとする。

〔運用〕

- 1 議長は、審査請求があった場合には、当該審査請求が不適法であるときを除き、宮城県議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。
- 2 議長は、審査会から諮問に対する答申があったときは、遅滞なく、その答申を尊重して審査請求についての裁決を行わなければならない。
- 3 審査会の設置及び議長の審査会への諮問等について本条例に規定せず、運用の扱いとしたのは、審査会は開示決定等に対する審査請求について調査審議する機関であるが、地方自治法には、議決機関たる議会に係る附属機関の設置に関する規定がないことによるものであり、審査会への諮問の手続等については、本条例において規定されている他の手続と同様に、厳格に運用されなければならないものである。
- 4 審査会への諮問、答申の尊重等のほか審査会の組織、調査権限等については、施行規程、宮城県議会情報公開審査会運営要綱及び事務取扱要綱等において規定するものとする。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は適用しない。

〔趣旨〕

本項は、条例に基づく処分等に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の審理員に係る規定は適用しないことを定めたものである。行政不服審査法においては、審理の公正性を担保するため、処分に関与しない職員から指名される審理員により審理手続が行われる審理員制度が導入されているが、条例に基づく処分などに対する審査請求については、第三者性を有する宮城県議会情報公開審査会において、審理の客観性・公正性が確保されていることから、同法第9条第1項ただし書きの規定により、審理員による規定を適用除外とする特別の定めを設けたものである。

〔解釈〕

条例に基づく処分等に係る審査請求については、宮城県議会情報公開審査会で審議を行うこととし、審理員による審査を行わないこととなるが、この場合、行政不服審査法第9条第3項の規定により、同法第42条（審理員意見書）の規定が適用除外となる。なお、同法第43条第1項の同法第81条第1項の機関への諮問の規定は地方公共団体の長を対象とした規定であり、議会は適用されないものである。

〔運用〕

条例に基づく処分等に係る審査請求については、審理員による審理の規定が適用除外となるが、この場合においても、行政不服審査法第2章第3節の審理手続に関する規定は適用除外とならない。したがって、議長は同法第9条第3項の規定による読替後の同法第2章第3節の審理手続（口頭意見陳述、提出書類の閲覧等）に審査庁として対応する場合がありますことに留意する必要がある。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第15条 第12条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

〔趣旨〕

本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示決定に対する当該第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合又は開示決定等を変更して当該公文書を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「第12条第3項及び第4項の規定を準用する」とは、本条第1号及び第2号に掲げる裁決をする場合には、議長は、当該裁決の日と開示の実施の日との間に2週間を置かなければならないこと、正当な理由があるときは、期間を延長することができること、また、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことをいう。
- 2 裁決で審査請求に係る開示決定等を取り消し、議長が新たに行う開示決定は、第6条の規定に基づくものであるので、第12条第3項及び第4項の規定が適用される。

(他の法令による開示の実施との調整)

第16条 この章の規定は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第2条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該同一の方法による開示に係る当該公文書については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この章の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第19項の図書室その他の議会の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、この条例と他の法令による開示の実施との調整について定めたものであり、本条第1項は、他の法令の規定により、本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、当該同一の方法による開示に係る当該公文書については、この章の規定を適用しないことを定めたものである。
- 2 本条第3項は、議会図書室その他の議会の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されている公文書については、当該施設の利用規程等により閲覧等ができることから、この章の規定を適用しないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 この条例の対象となる公文書について、他の法令の規定により、条例第2条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、同一の方法による開示に係る公文書については、この章の規定を適用しない。
- 2 他の法令の規定で閲覧等の期間、対象者、方法又は閲覧等を行うことができる公文書の範囲等を限定している場合において、他の法令が直接定めていない事項については、この条例の定めるところによることとなるが、当該他の法令の趣旨を踏まえて、公文書を開示するかどうかの決定をすることになる。
- 3 「その他の議会の施設」とは、県議会情報公開室及び県議会受付をいう。
- 4 「県民の利用に供することを目的として管理している公文書」とは、上記の施設において専ら一般の利用に供するために管理されている刊行物等の公文書をいう。
したがって、これらの施設で保有している公文書であっても、一般への閲覧等を前提としていない議会の事務のために作成され、又は取得されたものはこれに含まれず、この章の適用があるものである。

〔運用〕

他の法令とこの条例との調整及び他の法令による閲覧等の主な例は、次のとおりである。

1 条例との調整

他の法令の規定による閲覧等においては、閲覧等の請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等を行うことができる公文書の範囲について限定している場合、あるいは閲覧又は縦覧の手続について定めているだけで、謄本、抄本等の交付について何ら規定していない場合があるが、このような場合における法令とこの条例との調整は、次により行うものとする。

① 請求者の範囲を限定している場合

ア 他の法令に定められている請求者については、当該法令の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用にならない。

イ 他の法令に定められている請求者以外のものについては、他の法令の規定により閲覧等を行うことができる場合に該当しないから、この条例の定めるところにより公文書の開示請求を行うことができる。

② 閲覧等の期間を限定している場合

ア 他の法令で閲覧等の期間を限定している場合には、当該期間内については、当該法令の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用にならない。

イ 当該期間の前後については、他の法令の規定により閲覧等を受けることができる場合に該当しないから、この条例の定めるところにより公文書の開示請求を行うことができる。

③ 閲覧等の公文書の範囲を限定している場合

ア 他の法令で閲覧等を行うことができる公文書の範囲を限定している場合には、限定して認められている公文書の閲覧等については、当該法令の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用にならない。

イ 限定されている範囲以外の公文書の閲覧等については、他の法令の規定により閲覧等を受けることができる場合に該当しないから、この条例の定めるところにより公文書の開示請求をすることができる。

④ 閲覧又は縦覧の手続についてのみ定められており、謄本、抄本等の交付その他物品の供与に関する規定のない場合

ア 公文書の閲覧については、他の法令の規定により手続が定められていることになるので、この条例の規定は適用にならない。

イ 公文書の写しの交付その他物品の供与については、他の法令の規定により閲覧等を行うことができる場合に該当しないので、この条例の定めるところにより公文書の写しの交付その他物品の供与の方法による開示の請求をすることができる。

2 1の各場合において、実際に公文書を開示するかどうかについては、不開示情報（第8条各号）に該当するかどうかにより判断するものであるが、特に、法令が請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等の公文書の範囲を限定して定めている趣旨について十分検討する必要がある。

3 法令の規定による閲覧等の手続の主な例

● 宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例（平成11年宮城県条例第72号。以下「政治倫理条例」という。）第7条第2項の規定による資産等報告書等の閲覧
＜請求者を県民に限定している。＞

この例の場合の条例の適用関係は、1により次のとおりとなる。

① 請求者が県民であって、かつ、資産等報告書等（政治倫理条例第7条第2項に規定する各種報告書をいう。以下同じ。）の閲覧を求める場合

政治倫理条例の適用を受ける。（宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例は適用にならない。）
（1の①ア及び④ア該当）

② 請求者が県民であるが、資産等報告書の閲覧でなく写しの交付を求める場合

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の適用を受ける。（政治倫理条例は適用にならない。）
（1の④イ該当）

③ 請求者が県民以外の場合

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の適用を受ける。（政治倫理条例は適用にならない。）
（1の①イ該当）

第3章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的推進)

第17条 議会は、前章に定める公文書の開示のほか、県民が議会の保有するその諸活動に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策及び情報公表制度の充実を図り、情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。

[趣旨]

本条は、情報公開の総合的な推進に関する議会の基本的な責務について定めたものである。

[解釈]

- 1 県民の情報ニーズに的確に対応するとともに、県民の議会への理解と県政参加を促進し、広く開かれた議会の実現のためには、議会の諸活動に関する情報が適時適切に提供される必要がある。
このため、本条は、開示請求に基づいて公文書の開示がなされる公文書開示制度のほか、県民が議会の活動に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、公文書開示制度と相互に補完し合う関係にある情報提供施策と情報公表制度の充実を図り、情報公開を総合的に推進していくことを明らかにしたものである。
- 2 「情報提供施策」とは、広報紙の発行、インターネットのホームページ開設、議会資料の刊行、報道機関への情報提供など、開示請求によらずに、議会がその保有する情報を任意に県民に提供する施策をいう。
- 3 「情報公表制度」とは、議会の会議及び委員会の公開（会議の傍聴、会議録の公表）など、県民からの請求によらずに、議会が法令等により、その保有する情報を公表することが義務付けられている制度をいう。

(情報提供施策等の充実)

第18条 議会は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、法第123条第1項の会議録のほか、速記法により調製された委員会の記録その他議会資料を広く閲覧に供すること等により、その保有する情報を県民に積極的に提供しよう努めるものとする。

2 議会は、法令の規定により義務付けられた情報公表制度の内容の充実に努めるとともに、議会の活動に関する情報を公開する制度の整備に努めるものとする。

[趣旨]

本条は、情報公開の総合的な推進を図るため、情報提供施策及び情報公表制度の充実について定めたものである。

[解釈]

1 第1項

① 「広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実」とは、議会だより、テレビ・ラジオ、新聞、インターネット等多様な媒体を通じ、広報活動の量的充実質的な向上に努めることをいう。

② 「会議録のほか、速記法により調製された委員会の記録その他議会資料を広く閲覧に供すること等」とは、会議録等議会資料を国立国会図書館、宮城県図書館、県内主要図書館、県議会情報公開室、県政情報センター及び県政情報コーナーに整備し、広く県民等の閲覧に供するほか、写しの交付等情報の提供を行うことをいう。

2 第2項

「情報公表制度の内容の充実」とは、法令の規定により義務付けられている情報公表制度についても、より正確に、分かりやすく、利用しやすいものにするよう具体の公表の内容について充実に努めることをいう。

第4章 雑則

(公文書の管理)

第19条 議長は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 議長は、公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の公文書の管理に関する定めにおいては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第20条 議長は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、議長が管理している公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

[趣旨]

- 1 第19条は、情報公開条例の根幹をなす公文書について、その適正かつ円滑な運用を確保するため、適正管理を議長の責務として定めたものである。
- 2 第20条は、公文書の開示制度を利用する県民の利便を図るため、公文書の目録等公文書の検索に必要な資料（以下「検索資料」という。）を作成し、これを県民の利用に供すること等を含め、公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便性を考慮した適切な措置を講ずることを議長の責務として定めたものである。

[解釈]

- 1 第19条第2項
 - ① 「公文書の管理に関する定め」とは、処務規程のほか、公文書に関する規程及び要綱等をいう。
 - ② 「一般の閲覧に供し」とは、県議会情報公開室、県政情報センター及び県政情報コーナー等に備え、県民が閲覧できるようにしておくことをいう。
- 2 第20条
「公文書の特定に資する情報の提供」とは、文書分類表、文書管理目録等を作成し、一般の閲覧に供することをいう。

[運用]

文書管理目録その他の検索資料の作成等に関する具体的な事務の取扱いについては、規程及び事務取扱要綱等の定めるところにより行うものとする。

(施行の状況の公表)

第21条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

[趣旨]

- 1 本条は、この条例の施行の状況について公表することを議長の責務として定めたものである。
- 2 本条は、情報を公開する制度の施行の状況を的確に把握して今後の適正な運用を図るとともに、施行の状況を県民に公表することにより情報を公開する制度の県民の適正な利用及び当該制度の健全な発展を推進する趣旨である。

[運用]

この条例の施行の状況の公表は、規程及び事務取扱要綱等の定めるところにより行うものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、議長が別に定める。

[趣旨]

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が規程及び要綱等により定めることとしたものである。

[運用]

本条により議長が定めた規程及び要綱等は、次のとおりである。

- 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程
- 宮城県議会公文書開示事務取扱要綱
- 公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程
- 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の解釈及び運用基準
- 宮城県議会情報公開審査会運営要綱